



今月は、ヘイトスピーチについて考えてみましょう



ヘイトスピーチって何？

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動が、一般に「ヘイトスピーチ」と呼ばれています。

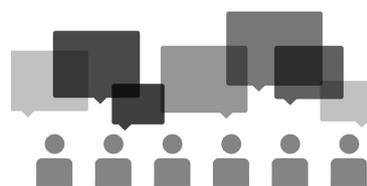
(内閣府「人権擁護に関する世論調査(平成29年10月)」より)
例えば、

- (1)特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく、一律に排除・排斥することをあおり立てるもの
(「〇〇人は出て行け」、「祖国へ帰れ」など)
- (2)特定の民族や国籍に属する人々に対して危害を加えるとするもの(「〇〇人は殺せ」、「〇〇人は海に投げ込め」など)
- (3)特定の国や地域の出身である人を、著しく見下すような内容のもの(特定の国の出身者を、差別的な意味合いで昆虫や動物に例えるものなど)

これらは、それを見聞きした方々に、悲しみや恐怖、絶望感などを抱かせるものであり、決してあってはならないものです。ヘイトスピーチについて、マスメディアやインターネット等で大きく報道されるなど、社会的関心が高まっていたことを受けて、国会において、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成28年法律第68号)」、いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」が成立し、平成28年6月3日に施行されました。

ヘイトスピーチ解消法は、「本邦外出身者」に対する「不当な差別的言動は許されない」と宣言しています。なお、同法が審議された国会の附帯決議のとおり、「本邦外出身者」に対するものであるか否かを問わず、国籍、人種、民族等を理由として、差別意識を助長し又は誘発する目的で行われる排他的言動は決してあってはならないものです。

(参考【法務省ホームページ「ヘイトスピーチ、許さない。」】)



〈インターネットによる誹謗中傷〉

〇〇の国の人だから…



〈個人的な思いこみ〉

法務省の取り組み

- ・ポスターやDVD等を活用した啓発活動
- ・インターネット上での啓発活動
- ・情報発信

ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動のひとつとして、法務省人権擁護局公式 Facebook アカウントにおいて、ヘイトスピーチ解消に関連したコラムを定期的に配信しています。

【ヘイトスピーチ解消に関連したコラムについて】↑



特設人権相談 予約優先・無料

毎月第3金曜日の「人権デー」に、人権擁護委員による特設人権相談を市役所で行っています。

5月16日(金) 午後1時～4時

6月2日(月) 午後1時～4時

6月20日(金) 午後1時～4時

〈問い合わせ、予約〉市役所 人権推進多文化共生課

総合センター 人権啓発ビデオ上映会

◎5月21日(水) 午後3時半～ 3階体育室

作品:『ねずみくんのきもち』(アニメ) 12分

◎5月23日(金) 1階 視聴覚室

①10:00～②13:00～③16:00～

作品:『みんな笑顔になる日まで』30分

(総合センター TEL 758-8398)